

2021 年 7 月 14 日

支 部 長 各 位

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

会 長 加 藤 和 夫

《 公 印 省 略 》

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和 3 年 7 月 8 日発出）を受け、自動車登録手続きにおける申請者の負担軽減のため、全国を対象に、申請時に提出する添付書類の有効期間の延長措置について周知依頼がございました。

対象となる添付書類は、印鑑証明書、保管場所証明書、使用の本拠を証する書面等となっており、延長後の有効期間については令和 4 年 1 月 1 2 日としております。

つきましては、具体的な取扱いとして別添資料「登録添付書面の取扱いについて Q & A」をご参照の上、会員ディーラーへのご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■添付資料

- ①（自販連）通知文
- ②（運輸局）別添_「自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて」
- ③ 登録添付書面の取扱いについて O&A（20210712 更新）
- ④ 【事務連絡】新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う OSS 申請の取扱いについて（運輸局あて）
- ⑤（軽検協）住所証明伸長ご依頼

以 上